

平成23年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

琵琶湖環境部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
琵琶湖政策課	ヨシ群落造成事業委託	ヨシ群落造成事業実施箇所における生態系や植生状況、地形等の事前調査	平成24年2月7日	財団法人淡海環境保全財団	5,000,000	当事業を実施する上で必要な琵琶湖の周りでのヨシの生態や生育環境を熟知していること、当該財団が特許を有する育苗方法によってヨシを生産していること、公益法人としてヨシ群落を再生していくうえで、市、漁業組合等の関係機関との総合的な調整ができること、水産資源保護の知識とそのため詳細な技術、ヨシ管理で特殊な火入れに必要な気象・技法などの経験的な知識、刈り取ったヨシの活用での腐葉土・紙などに加工するなど、ヨシの有用化の知識を持っており、当事業を実施できるものは当該財団以外にいないため。	2号	3イ
温暖化対策課	電気自動車急速充電器設置工事	電気自動車急速充電器の設置	平成24年2月9日	イオンデライト株式会社	6,846,000	設置箇所は集客施設であり、施設内の電力安定供給に支障をきたさないよう、電気関連の施工・管理等を特定の者が一元的に実施することとしているとともに、工事時間の制約上、当該施設の多岐にわたる電気配線を熟知している者以外、電気工事の実施が不可能であるため。	2号	3イ
温暖化対策課	電気自動車急速充電器設置工事	電気自動車急速充電器の設置	平成24年2月10日	株式会社きんでん 滋賀支店	7,875,000	設置箇所は集客施設であり、施設内の電力安定供給に支障をきたさないよう、電気関連の施工・管理等を特定の者が一元的に実施することとしているとともに、工事時間の制約上、当該施設の多岐にわたる電気配線を熟知している者以外、電気工事の実施が不可能であるため。	2号	3イ
温暖化対策課	電気自動車急速充電器設置工事	電気自動車急速充電器の設置	平成24年3月2日	藤井デンキ	5,491,500	設置箇所は集客施設であり、施設内の電力安定供給に支障をきたさないよう、電気関連の施工・管理等を特定の者が一元的に実施することとしているとともに、当該施設の建設時から施工に携わり多岐にわたる電気配線を熟知している者以外、電気工事の実施が不可能であるため。	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 1	適用 類型 2
循環社会推進 課	RD-8号最終処分場支 障除去二次対策工基本 計画業務委託	最終処分場支障除去二次 対策工事に係る基本計画 作成業務	平成24年2月15日	株式会社建設技術研 究所 滋賀事務所	9,450,000	本業務は、以前から実施している各種調査結果 や一次対策工実施設計を踏まえて計画を策定す るものであることから、既往調査の結果等を熟知 しておく必要があり、また、産廃特措法に基づく特 定支障除去対策事業に精通していることが必要 であるため。	2号	3イ